



「ヒューマンエラー防止・KY活動強化月間」12月1日～31日に あたって

令和6年11月

那覇産業保安監督事務所
所長 長嶺光男

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、12月を「ヒューマンエラー防止、KY活動強化月間」として定め、保安運動を展開します。

ヒューマンエラーとは「意図しない結果を生じる人間の行為」とJIS規格で定義されています。ヒューマンエラーには、①危険軽視、②不注意、③無知・未経験・不慣れ、④近道・省略、⑤中高年者的心身機能低下、⑥錯覚、⑦本能、⑧パニック、⑨連絡不足、⑩疲労、⑪単調作業による意識低下、⑫集団欠陥があるとされ、これらに起因する災害があらゆる業種で毎年発生しています。

災害を発生させないためには、ヒューマンエラーが起こらないようにする「ソフト対策」と、ヒューマンエラーが起きても事故が起きないようにする「ハード対策」を講じることが必要です。

これら対策を講じる際には、作業上の危険を予測、共有し、その対応策を話し合う危険予知活動(KY活動)が極めて有効です。職場に潜むリスクを事前に見つけ、除去・低減する措置を実施すると、例えば「ソフト対策」の代表例である「指差し呼称」では、何もしない場合の1/6にエラーが低減すると言われています。

なお、死亡・重傷化リスクの高い作業は、ソフト対策だけに依存せず、センサー式安全装置やインターロック等の事故が起こらない機器の設置などハード対策も検討してください。

鉱業の実施においては、経営者、保安統括者はもとより鉱山労働者一人一人が KY活動や危険体感教育などを通して危険感受性を高めることが重要です。組織全員で安全配慮の行き届いた良い職場環境を築いていきましょう。 ご安全に!

- ★ KY活動していますか
- ★ 「ヒヤリ」「ハット」を職場内で共有していますか
- ★ 指差し呼称は実践していますか
- ★ 不安全箇所を放置していませんか

<令和6年度 鉱山保安標語準入選作品>

慣れた作業 隠れたリスク 油断と過信は事故のもと

比嘉 康人（安和鉱山）

保安運動「ヒューマンエラー防止・KY活動強化月間」の実施要領

令和6年1月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期間

令和6年12月1日(日)～31日(火)までの1ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、KYT(危険予知訓練)・ヒューマンエラーの防止を図ることにより、危害防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者又は保安統括者(保安管理者)が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山労働者全員にその周知徹底を図る。

(2) KYT・ヒューマンエラー防止の推進

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、鉱山労働者等による調査班を編成し、次の事項の実施状況について点検を行い、その結果を検討するとともに、改善・導入を必要とする事項については早急に措置する。

- ① KYT運動の推進
- ② ヒヤリ・ハット報告運動の推進
- ③ 指差し呼称の励行
- ④ 作業手順書の作成・見直し、遵守
- ⑤ 単独作業者の安全確認方法
- ⑥ リスクアセスメントの推進

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発しあう。

また、可能な地区ではビデオ上映等を行う。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援を行う。

保安運動「ヒューマンエラー防止・KY活動強化月間」推進票

令和 年 月 日

(鉱山名) 鉱山

点検者氏名 _____

次の事項について、KYT、指差し呼称を励行し、不安全行為・不安全箇所等の有無を検討し、必要に応じ、見直し・改善を行い、ヒューマンエラー防止を図りましょう。また、鉱山の現状にあつた作業手順書を作成しましょう。

<点検項目>

1. 採掘場

	不安全行為・不安全 箇所等のチェック	見直し 改善状況	備考
① 剥土作業	[]	[]	[]
② 鉱山道路造成作業	[]	[]	[]
③ 小割作業	[]	[]	[]
④ 積込作業	[]	[]	[]
⑤ 運搬作業	[]	[]	[]
⑥ ダンピング作業 (ホッパー等への積出し作 業)	[]	[]	[]
⑦ 重機移動作業	[]	[]	[]
⑧ 鉱山巡視・点検作業	[]	[]	[]
⑨ 重機等誘導作業	[]	[]	[]
⑩ 埋戻し作業	[]	[]	[]
⑪ その他	[]	[]	[]

2. 発破箇所

① せん孔作業	[]	[]	[]
② 火薬類運搬作業	[]	[]	[]
③ 火薬類装てん作業	[]	[]	[]
④ 発破警戒作業	[]	[]	[]
⑤ 発破作業	[]	[]	[]
⑥ 攻め出し作業 (浮石点検除去作業)	[]	[]	[]
⑦ 端縁処理作業	[]	[]	[]
⑧ その他	[]	[]	[]

<点検項目>

3. 碎鉱場等

- ① 始動・操作作業
- ② 巡視・点検作業
- ③ 修理作業
- ④ 電気修理作業
- ⑤ 溶接作業
- ⑥ その他

不安全行為・不安全箇所等のチェック

見直し改善状況

備考

[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]

4. 重機類

- ① 車両点検作業
- ② 車両整備作業
- ③ 車両運転作業
- ④ 玉掛け作業
- ⑤ その他

[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]

5. その他

- ① 人力作業
- ② 伐採作業
- ③ 高所作業
- ④ その他

[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]
[]	[]	[]

総合評価 (A:良好、 B:部分改善必要、 C:全体の見直し必要)

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 採掘場 | [A 、 B 、 C] |
| (2) 発破箇所 | [A 、 B 、 C] |
| (3) 碎鉱場等 | [A 、 B 、 C] |
| (4) 重機類 | [A 、 B 、 C] |
| (5) その他 | [A 、 B 、 C] |